

平成30年度
自動車局税制改正要望の概要

平成29年8月
国土交通省自動車局

平成30年度自動車局税制改正要望事項

1. 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長 (自動車重量税・自動車取得税)

交通事故の防止及び被害の軽減のため、衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置を搭載したトラック・バスに係る特例措置を自動車重量税について3年間延長する。また、車線逸脱警報装置を備えたトラック・バスに係る特例措置の対象を拡充する。

2. バリアフリー車両に係る特例措置の延長 (自動車重量税)

高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上を図るため、バリアフリー車両(ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー)に係る特例措置を3年間延長する。

3. 自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長 (自動車取得税)

省資源化及び循環型社会形成の促進等の観点から、中古自動車の流通の活性化を図るため、自動車取得税の免税点に係る特例措置を1年6ヵ月間延長する。

4. その他

公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

地球環境の保護及び公害の防止を図るため、自動車整備事業者等が取得する廃油処理装置等に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長 (自動車重量税・自動車取得税)

- 車線逸脱警報装置を備えたトラック・バスについて、自動車重量税及び自動車取得税の特例措置を拡充する。
- 衝突被害軽減ブレーキ・車両安定性制御装置を備えたトラック・バスについて、自動車重量税の特例措置を延長する。

施策の背景

- 「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月)において平成32年までに死者数を2,500人以下とする政府目標が掲げられている中、平成28年の交通事故死者数は3,904人となっており、更なる取組みの強化が必要。特に関越自動車道における高速ツアーバス事故(平成24年4月)、軽井沢スキーバス事故(平成28年1月)に見られるとおり、トラック・バス等の大型車両は、事故発生時の被害が大きくなるおそれが高い。
- ドライバーの安全運転を支援する「先進安全技術」には、高い事故防止・被害軽減効果が期待されるため、トラック・バスの先進安全技術の基準化・義務化を進めているが、装置価格が高額で購入者の負担が大きいことから、義務化までの間、税制上の特例を講じることにより、装置の早期普及を促進する必要がある。

① 衝突被害軽減ブレーキ

延長

前方の障害物との衝突を予測して警報し、衝突被害を軽減するために制動を制御。

	死亡事故	負傷事故
全事故件数	4,863件	894,281件
事故低減効果	350件 (7.2%)	51,241件 (5.7%)

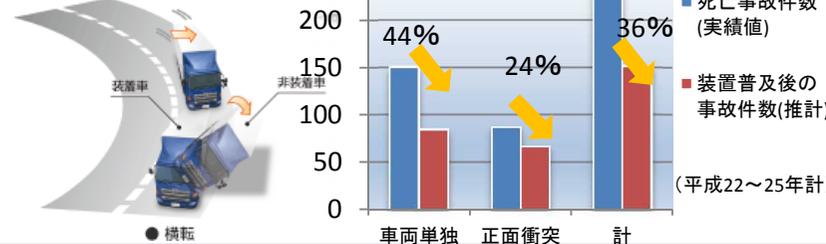


※平成22年事故件数より試算 事故件数は全車種区分の総計

② 車両安定性制御装置

延長

車両の横滑りの状況に応じて、制動力や駆動力を制御し、横滑りや転覆を防止する。



●横転

③ 車線逸脱警報装置

拡充

車のカメラが車線の位置を認識して、自動車が車線からはみ出しそうになった場合やはみ出した場合に、音や警告灯などでドライバーに知らせる。

	死亡事故	負傷事故
全事故件数	4,773件	731,915件
事故低減効果	165件 (3.5%)	4,838件 (0.7%)



※平成21年事故件数より試算 事故件数は全車種区分の総計

要望の概要

特例措置の内容

上記①、②の装置	自動車重量税(国税)	自動車取得税(地方税)
1装置装着	50%軽減(初回のみ)	取得価額から350万円控除
2装置装着	75%軽減(初回のみ)	取得価額から525万円控除

対象車両	対象期間	
	自動車重量税	自動車取得税
トラック・バス	平成27年5月1日～平成30年4月30日	平成29年4月1日～平成31年3月31日

要望

上記の特例措置	上記参照	延長
1装置装着(上記③の装置)	25%軽減(初回のみ)	拡充
		拡充

	拡充	延長
トラック・バス	平成30年5月1日～平成33年4月30日(3年間)	平成30年4月1日～平成31年3月31日(1年間)

バリアフリー車両に係る特例措置の延長（自動車重量税）

バリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置を3年間延長する。

施策の背景

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現や、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの円滑な実施に向けて、バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある。

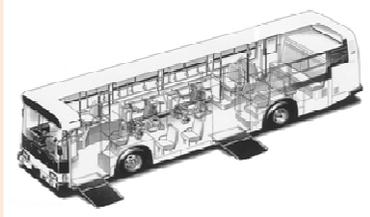
施策の目標

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」による目標 【平成32年度】 ※[]内は平成27年度末の実績

①ノンステップバス：約70%[現状:50.1%] ②リフト付きバス：約25%[現状:5.9%] ③福祉タクシー(UDタクシー等)：約28,000台[現状:15,026台]

乗合バス事業者(路線定期運行に限る)

【ノンステップバス】



【リフト付きバス】



(乗車定員30人以上)



(乗車定員30人未満)

タクシー事業者

【ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)】



要望の概要

特例措置の内容

①ノンステップバス

②リフト付きバス

③ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)

初回分を免税

要望

現行のバリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置について、3年間延長する。

自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長(自動車取得税)

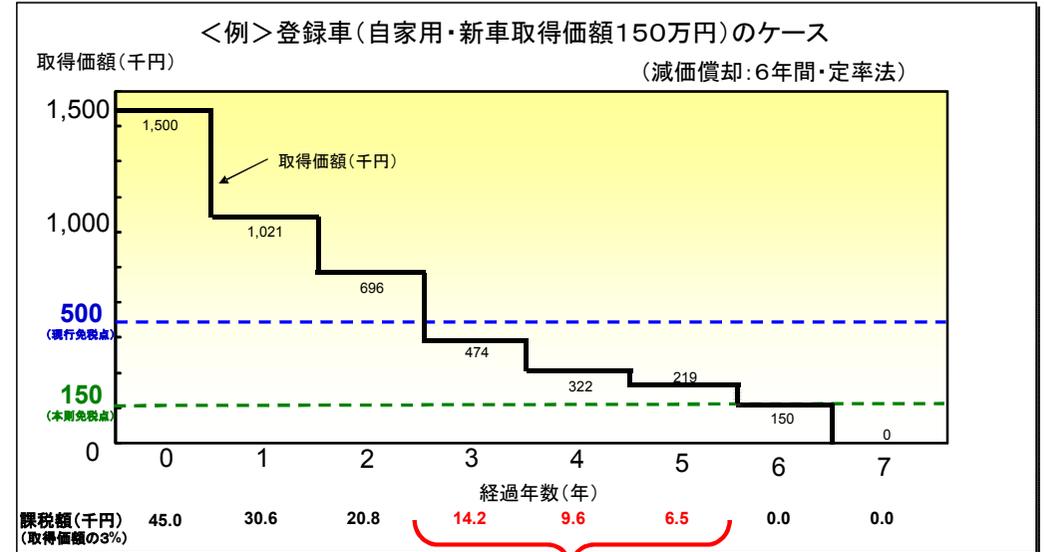
自動車取得税の免税点に係る特例措置を1年6カ月間延長する。

施策の背景

・自動車取得税の免税点を50万円とすることにより、新車登録から1～2回目の車検(3～5年経過)頃の中古車が特例措置の対象

・中古車ユーザーの購買意欲を助け、成熟化した我が国の中古車市場の維持・活性化に寄与

・自動車のリユースの促進
(省資源化及び循環型社会形成の促進)



免税点が50万円の場合、非課税 → 免税点が50万円⇒15万円となった場合、新たに課税対象に

要望の概要

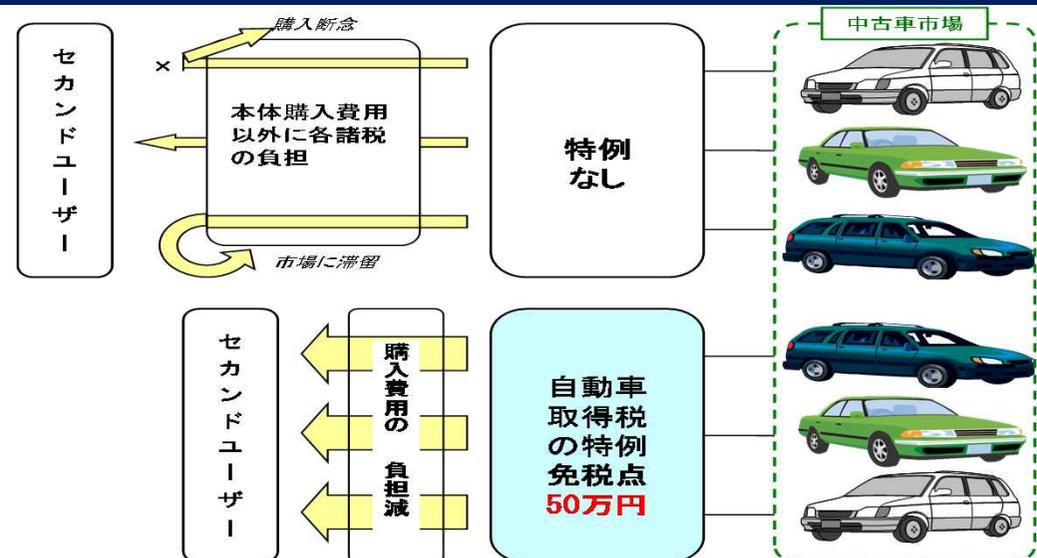
特例措置の内容

【自動車取得税】

取得価額が50万円以下の自動車の取得に係る自動車取得税を免税(本則上の免税点15万円)

要望

現行の措置を1年6カ月間(平成30年4月1日～平成31年9月30日)延長する。



公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

自動車整備事業者等が取得する廃油処理装置等に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 水質汚濁防止法に基づき、水質汚濁を防止するため、廃油処理装置等を設置する等の手段を講じて公害防止を図る必要がある。
- 事業者が取得する廃油処理装置等に係る税制上の優遇措置を行うことにより、廃油処理装置等の整備を促進し、地球環境の保護・公害の防止を推進することが必要。

廃油処理装置

油水分離槽



排水処理装置



自動車整備業は事業の性質上、部品や下部洗浄を行う必要があり、その際、廃油や廃水が生じる。

要望の概要

特例措置の内容

水質汚濁防止法による一定の工場又は事業場に新設する廃油処理装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置。

【固定資産税】

課税標準の特例

- ①複数の市町村にまたがる資産 1/3
- ②その他の資産 市町村の条例で定める割合(1/6~1/2)

要望

現行の措置を2年間(平成30年4月1日~平成32年3月31日)延長する。